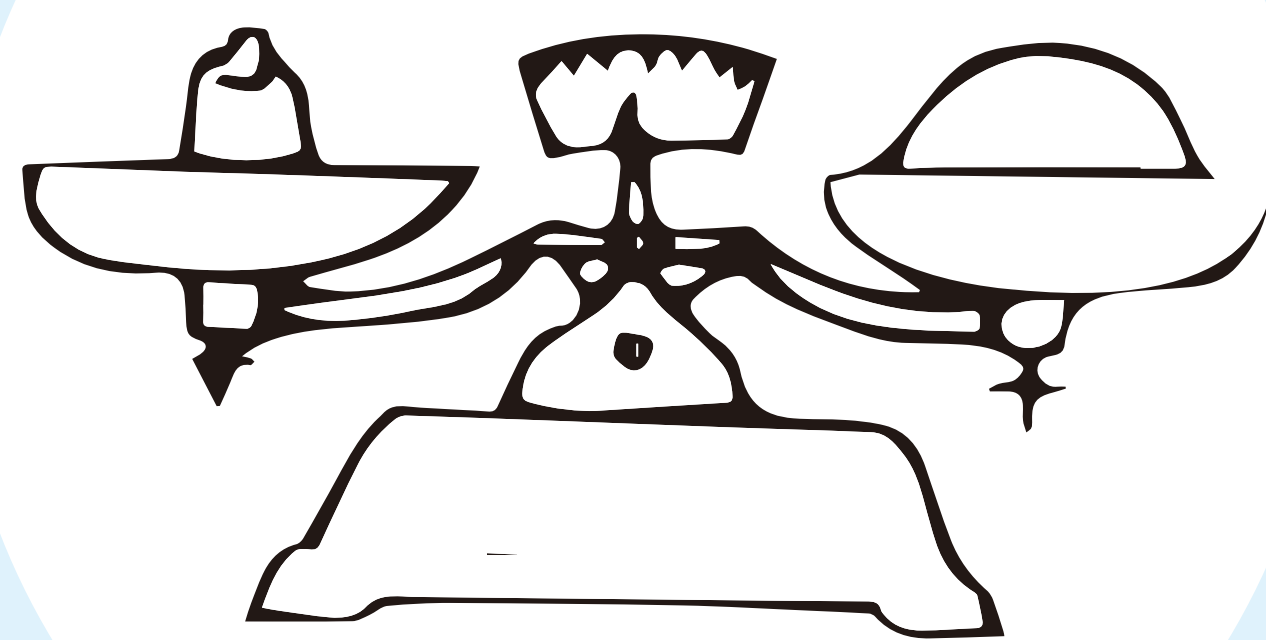


計量と私達の暮らし

私達の身のまわりには、電気、水道、ガスの使用量をはかるメーターをはじめ、ガソリンスタンドの燃料油メーターやタクシーメーターなど、その目的に合った様々な計量器があり、これらの計量器が正しく作動することで、私たちの暮らしが支えられています。

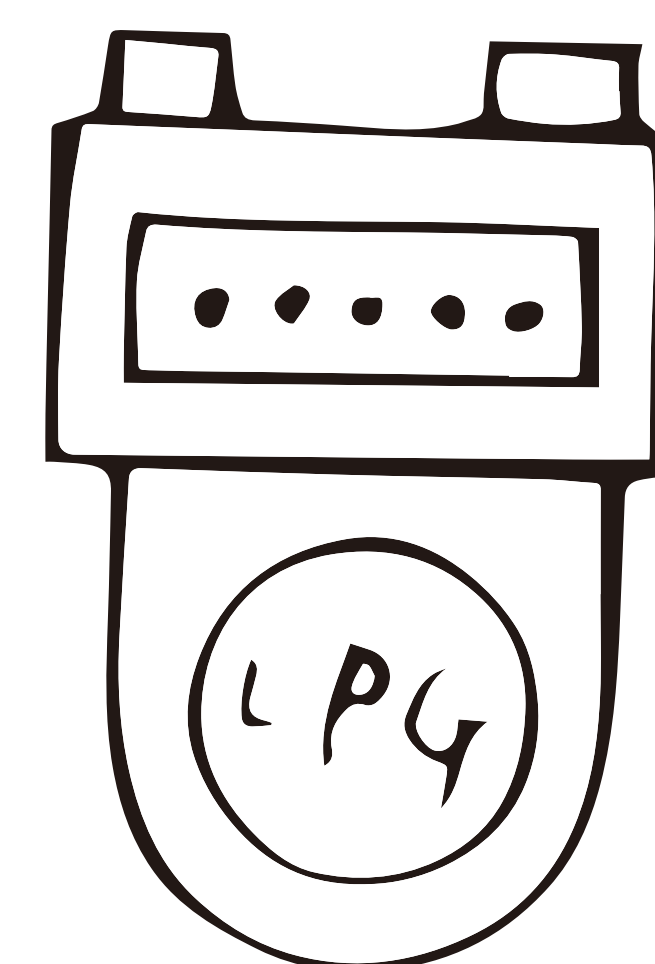
正しい計量は、取引や証明、健康管理、環境保全の維持など、私達の暮らしに大切な役割を果たしているのです。



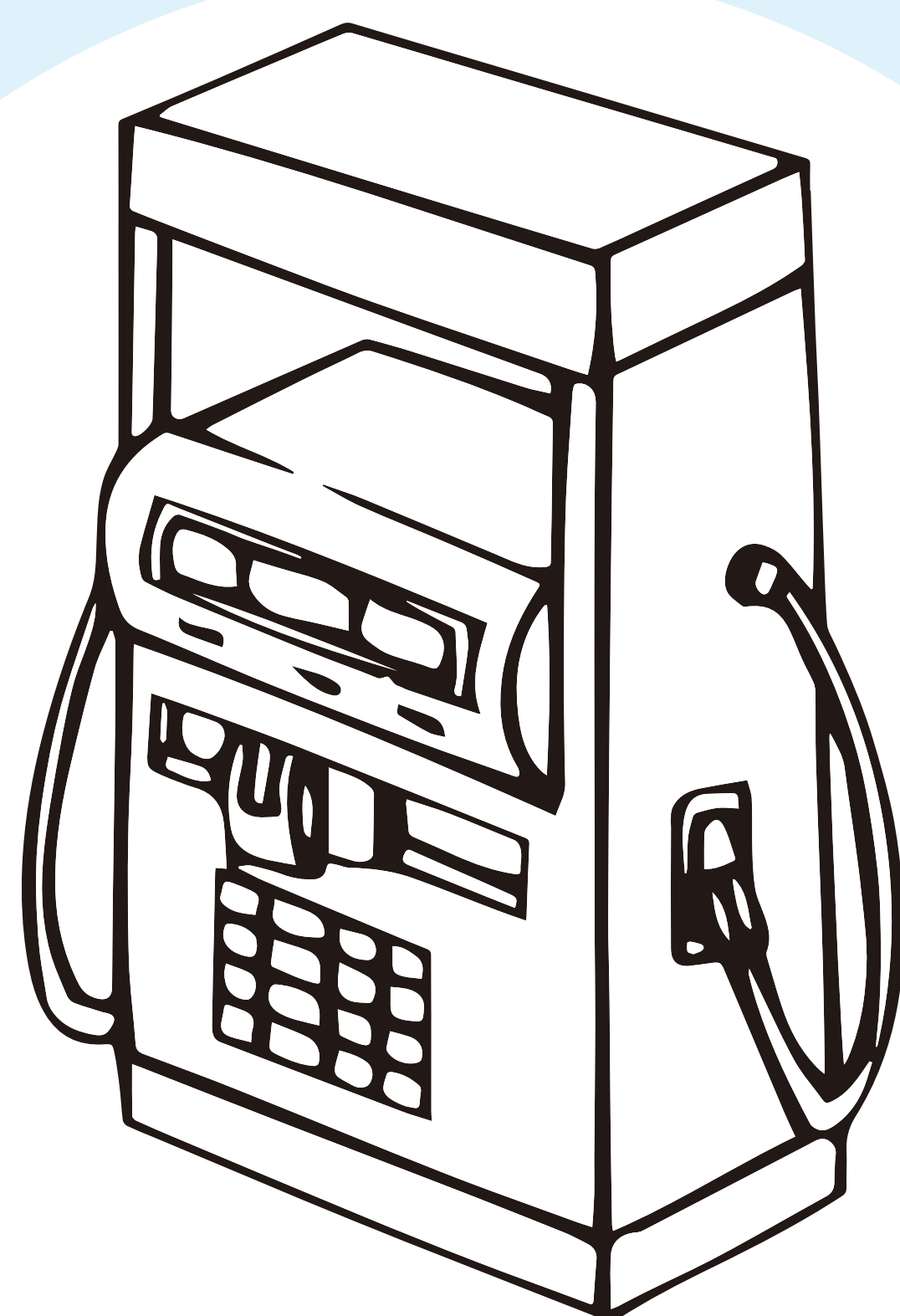
天秤



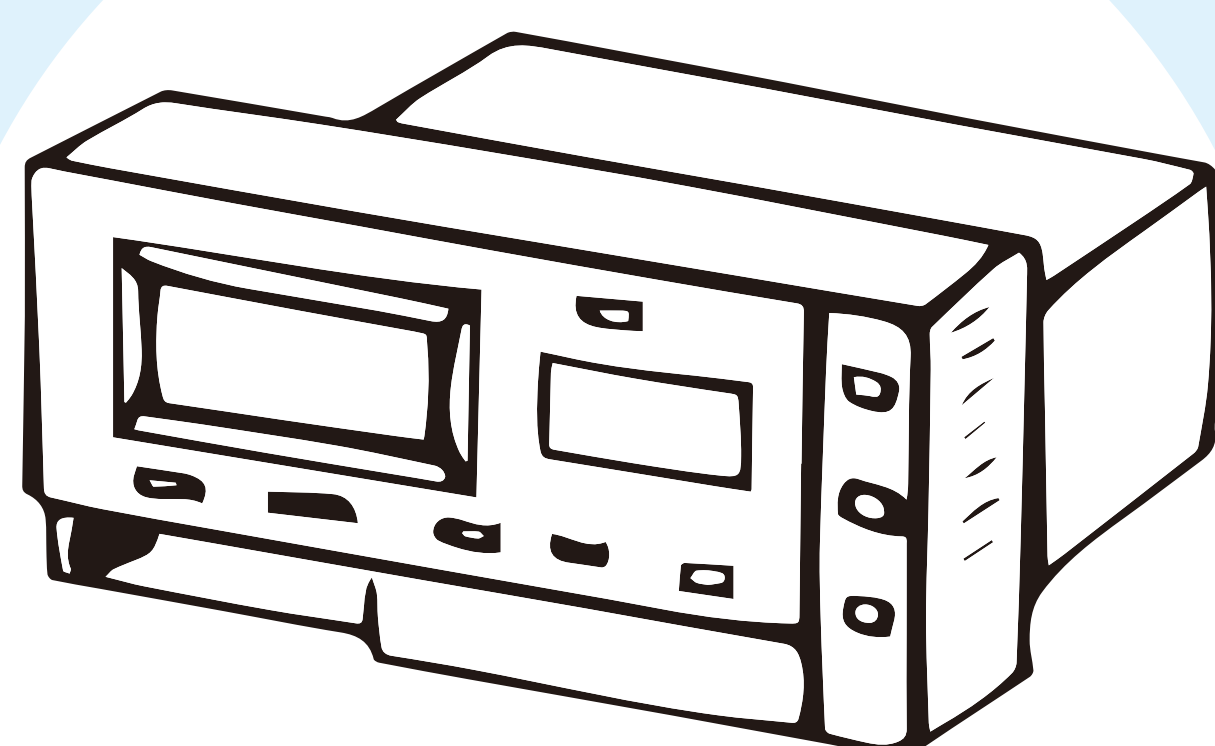
水道メーター



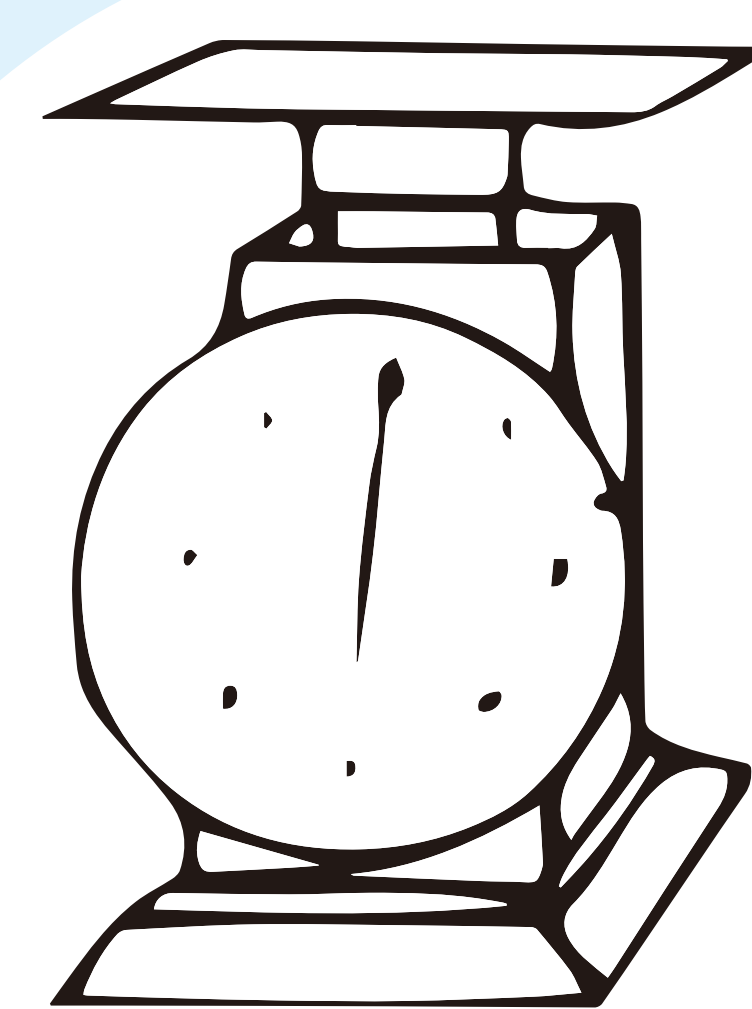
ガスメーター



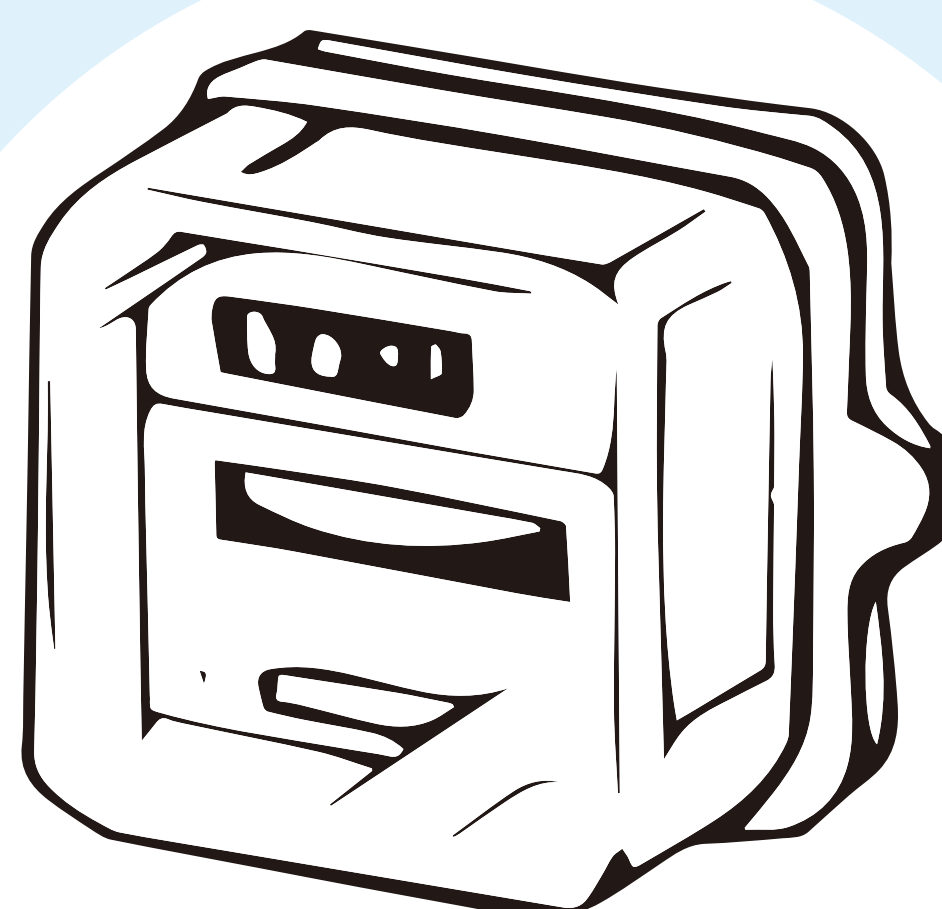
燃料油メーター



タクシーメーター



ばね式はかり



電気メーター

計量検定所のしごと

沖縄県計量検定所では、日々の暮らしの中で正しい計量ができるように、次のような仕事をしています。



1 はかりの定期検査

スーパー・お店や病院などで使われている「はかり」を2年ごとに検査しています。



2 量目立入検査

スーパーやお店の食品などを対象に、商品に表示された重さが、実際の重さと合っているかなどを確認するため、立入検査を行っています。



3 検定・検査

製造、修理した計量器が、計量法で定められた基準に適合しているかを検査しています。



4 計量思想の普及啓発

イベントや説明会などを開き、正しい計量に関する知識の普及啓発に努めています。また、計量の苦情、相談にも応じています。



いろいろな計量器と有効期間

計量法では、スーパー・お店や病院などで使用されるばかり、電気メーター、水道メーター、ガスメーター、ガソリンスタンドの燃料油メーター、タクシーメーターなど18種類の計量器を「特定計量器」と定め、使用できる有効期間が決められています。

○水道メーター

有効期間：8年



○ガスメーター

有効期間：10年



○電気メーター（家庭用）

有効期間：7年又は10年



○燃料油メーター(ガソリンスタンド等)

有効期間：5年又は7年



○はかり

有効期間：2年



○タクシーメーター

有効期間：1年



Check!

はかりのチェックポイント

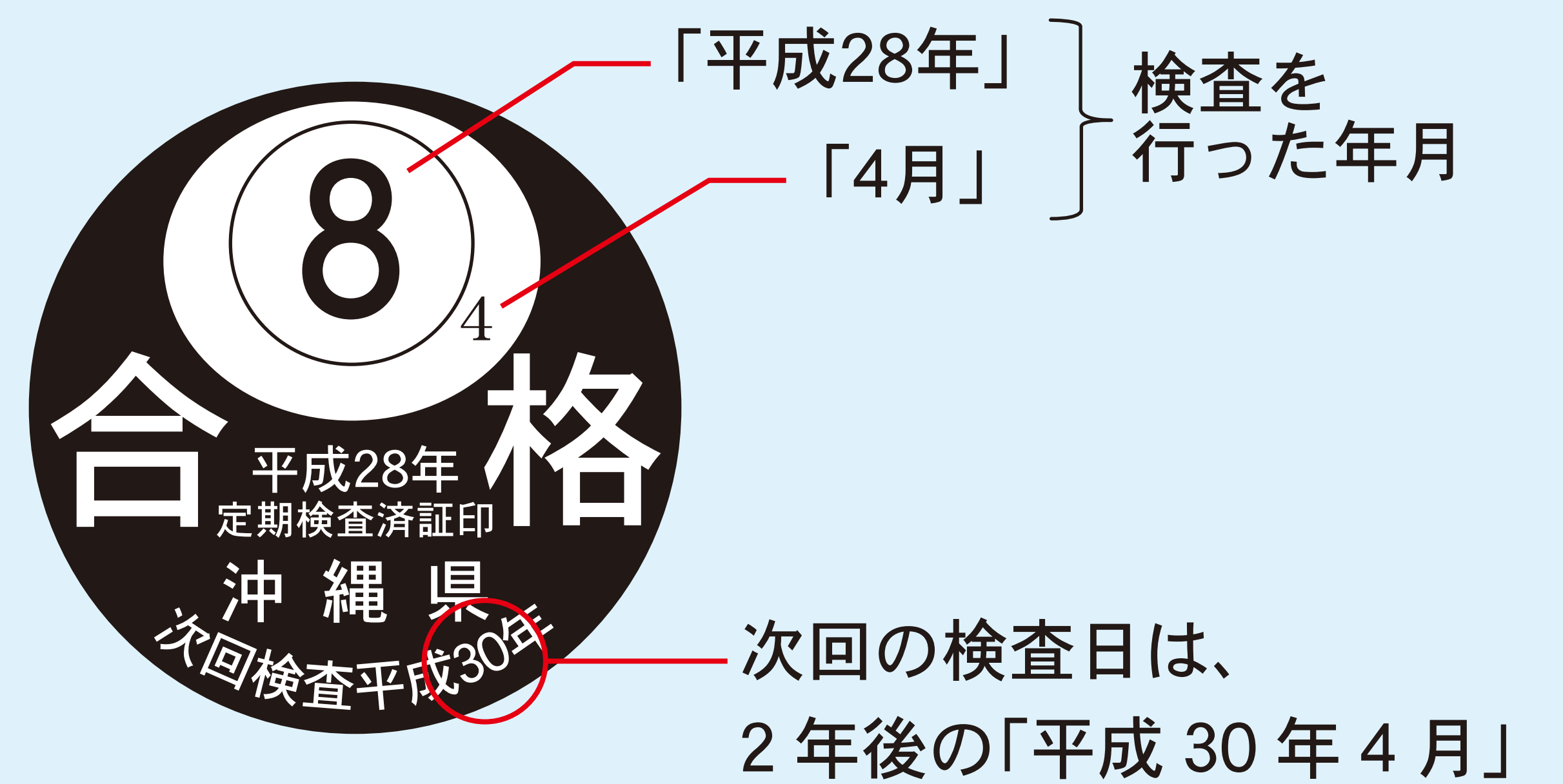


スーパーなどで使用されているはかりのチェックポイントを紹介します。

1 「定期検査済み合格シール」が貼られていますか？

スーパーなどで取引や証明に使用されているはかりは、2年に1度、定期検査を受けることが義務づけられています。

検査に合格したはかりには合格した年月と次回検査年月が表示された「定期検査済み合格シール」が貼られます。



2 はかりの表示部や指針がゼロを示していますか？



3 商品を包装するトレイ、わさびなどの風袋の重さは差し引かれていますか？

(例)

スーパーのトレイ20gの場合、100g 460円のお肉で、92円損をします。

